

○逗子市立図書館協議会条例

平成16年12月28日

逗子市条例第19号

改正 平成24年3月29日条例第16号

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第14条の規定に基づき、逗子市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は5人以内とし、教育委員会が任命する。

(委員の任命の基準)

第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民の中から任命する。

(平24条例16・追加)

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(平24条例16・一部改正)

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(平24条例16・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

(逗子市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 逗子市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年逗子市条例第6号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成24年3月29日逗子市条例第16号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

